



山形県公報

平成27年5月8日(金)
第2644号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(危機管理課) ……643

### 告 示

- 県議会臨時会の招集……………(財政課) ……644
- 山形県水資源保全地域の指定の予定……………(環境企画課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……645
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同

### 公 告

- 平成27年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施……………(みどり自然課) ……646
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……647

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第46号

#### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ハ中「310円」を「320円」に改め、同項第2号ロ中「2,530,000円」を「2,621,000円」に改め、同表第2項第1号ハ中「1,040円」を「1,080円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,800 | 22,900 | 33,700 | 40,400 | 51,200 | 7,500  |
| 29,400 | 38,100 | 53,100 | 62,100 | 78,100 | 10,700 |

を

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 18,300 | 23,500 | 34,600 | 41,500 | 52,600 | 7,700  |
| 30,200 | 39,200 | 54,600 | 63,800 | 80,300 | 11,000 |

に改め、同号ロの表中

|       |        |        |        |        |       |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 円     | 円      | 円      | 円      | 円      | 円     |
| 5,800 | 7,800  | 11,700 | 14,200 | 18,000 | 2,500 |
| 9,400 | 12,300 | 17,400 | 20,600 | 26,100 | 3,400 |

を

|       |        |        |        |        |       |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 円     | 円      | 円      | 円      | 円      | 円     |
| 6,000 | 8,000  | 12,000 | 14,600 | 18,500 | 2,600 |
| 9,700 | 12,600 | 17,900 | 21,200 | 26,800 | 3,500 |

に改め、同別表第6項第2号

中「547,000円」を「567,000円」に改め、同表第8項第3号口中「4,100円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に改め、同表第9項第3号中「206,000円」を「208,700円」に、「164,800円」を「167,000円」に改め、同表第10項第2号ニ(ロ)中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表第11項第2号中「133,900円」を「134,300円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

## 告 示

### 山形県告示第486号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次の事件を付議するため山形県議会臨時会を平成27年5月15日山形市に招集する。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 山形県議会議長の選挙について
- 2 山形県議会副議長の選挙について
- 3 山形県議会常任委員会委員の選任について
- 4 山形県議会議会運営委員会委員の選任について
- 5 山形県議会特別委員会の設置について
- 6 置賜広域病院組合議会議員の選挙について
- 7 平成26年度山形県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について
- 8 平成26年度山形県公債管理特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について
- 9 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 10 山形県監査委員の選任について

### 山形県告示第487号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、平成27年5月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 鶴岡市水資源保全地域
- (2) 区 域 鶴岡市（平成17年9月30日における鶴岡市の区域）4林班、11林班から13林班まで、14林班ろ小班及びは小班、15林班、20林班い小班、21林班い小班、28林班、42林班から44林班まで、47林班から51林班まで、55林班、56林班、62林班、64林班、66林班、67林班、69林班、74林班から76林班まで、82林班から91林班まで、106林班から110林班まで、116林班、119林班い小班、に小班及びほ小班、121林班ろ小班、122林班から124林班まで、126林班から128林班まで、132林班から135林班まで並びに139林班から150林班まで、鶴岡市（平成17年9月30日における東田川郡藤島町の区域）1林班、2林班、4林班及び9林班から11林班まで、同市（平成17年9月30日における東田川郡羽黒町の区域）1林班、2林班い小班、3林班、4林班、12林班い小班及びろ小班、25林班い小班及びろ小班、32林班から39林班まで並びに40林班い小班、同市（平成17年9月30日における東田川郡櫛引町の区域）1林班から17林班まで、20林班、22林班、28林班、30林班から33林班まで及び35林班、同市（平成17年9月30日における東田川郡朝日村の区域）1林班から5林班まで、10林班、21林班、22林班、34林班から39林班まで、45林班、47林班から52林班まで、77林班、79林班、82林班、83林班、89林班から91林班まで、93林班、98林班から115林班まで、118林班、119林班、126林班、129林班から134林班まで、139林班から159林班まで、160林班い小

班及びろ小班、161林班から167林班まで、168林班い小班、169林班から172林班まで、173林班い小班、179林班、181林班から205林班まで、217林班、223林班から225林班まで並びに227林班から248林班まで並びに同市（平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域）12林班、39林班、44林班から46林班まで、53林班、54林班、57林班、58林班、75林班から77林班まで、84林班から86林班まで、89林班、92林班、99林班から108林班まで、112林班から122林班まで、127林班、130林班から134林班まで、136林班、140林班から142林班まで、146林班から148林班まで、150林班から157林班まで、161林班、164林班から167林班まで、172林班、194林班、197林班、209林班及び210林班

- 2 (1) 名 称 西川町水資源保全地域
- (2) 区 域 西村山郡西川町1林班から129林班まで及び131林班から198林班まで
- 3 (1) 名 称 舟形町堀内地区水資源保全地域
- (2) 区 域 最上郡舟形町17林班から38林班まで並びに39林班い小班及びろ小班

**山形県告示第488号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                      | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|----------------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社すまいる       | 居宅介護支援事業所すまいる<br>新庄市大字萩野字赤坂172番地 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成27. 4. 15 |

**山形県告示第489号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名           | 地 区 名     | 工事完了年月日     |
|-----------------|-----------|-------------|
| 水 利 施 設 整 備 事 業 | 新 山 寺 地 区 | 平成26年12月22日 |
| 水 利 施 設 整 備 事 業 | 千 座 川 地 区 | 平成27年3月12日  |

**山形県告示第490号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成27年5月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 湯田川大山線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市白山字西木村21番4から  
同 西野203番3まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月11日

## 公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 適性試験及び講習の期日及び場所

| 期 日           | 場 所         | 受験者の居住地                            |
|---------------|-------------|------------------------------------|
| 平成27年7月13日（月） | 置賜総合支庁（西庁舎） | 主に長井市及び西置賜郡                        |
| 同 7月14日（火）    | 置賜総合支庁（西庁舎） | 主に白鷹町及び飯豊町                         |
| 同 7月21日（火）    | 最上総合支庁      | 主に新庄市                              |
| 同 7月22日（水）    | 最上総合支庁      | 主に金山町、最上町及び舟形町                     |
| 同 7月22日（水）    | おぐに開発総合センター | 主に小国町                              |
| 同 7月23日（木）    | 最上総合支庁      | 主に真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村                |
| 同 7月28日（火）    | 置賜総合支庁（本庁舎） | 主に米沢市及び東南置賜郡                       |
| 同 7月29日（水）    | 置賜総合支庁（本庁舎） | 主に南陽市及び川西町                         |
| 同 7月30日（木）    | 置賜総合支庁（本庁舎） | 主に高島町                              |
| 同 8月20日（木）    | 庄内総合支庁      | 主に鶴岡市鶴岡地区、鶴岡市藤島地区、庄内町及び三川町         |
| 同 8月24日（月）    | 村山総合支庁（西庁舎） | 主に西川町、朝日町及び大江町                     |
| 同 8月25日（火）    | 村山総合支庁（西庁舎） | 主に寒河江市及び河北町                        |
| 同 8月26日（水）    | 庄内総合支庁      | 主に鶴岡市羽黒地区、鶴岡市櫛引地区、鶴岡市朝日地区及び鶴岡市温海地区 |
| 同 8月31日（月）    | 村山総合支庁（北庁舎） | 主に村山市及び尾花沢市                        |
| 同 9月1日（火）     | 村山総合支庁（北庁舎） | 主に東根市及び大石田町                        |
| 同 9月2日（水）     | 庄内総合支庁      | 主に酒田市及び遊佐町                         |
| 同 9月7日（月）     | 村山総合支庁（本庁舎） | 主に上山市、天童市及び山辺町                     |
| 同 9月8日（火）     | 村山総合支庁（本庁舎） | 主に山形市及び中山町                         |
| 同 9月14日（月）    | 村山総合支庁（本庁舎） | 県内の全市町村                            |

### 2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成27年9月14日の狩猟免許を所持する者

### 3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病氣にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

### 4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年5月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量

- (1) A重油 58,000リットル
- (2) 灯油（大型タンクローリー車納入分） 474,000リットル
- (3) 灯油（中型タンクローリー車納入分） 110,000リットル
- (4) 灯油（ドラム缶納入分） 20,000リットル

### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2724

### 3 落札者を決定した日 平成27年3月30日

### 4 落札者の名称及び所在地

日米商事株式会社 山形市大字青柳字一本木85番地

### 5 落札金額

1の(1)から(4)までごとに次のとおり。

- (1) 56.052円
- (2) 57.240円
- (3) 57.240円
- (4) 61.560円

### 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

### 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年2月17日

平成27年5月8日印刷  
平成27年5月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056